日本カナダ学会第 50 回年次研究大会　第 1 日目(2025.9.20)　セッション 1 「先住民」
場所:関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス G 号館

「カナダにおける刑事制裁・処遇と先住民差別」

報告　神戸学院大学教授　春日勉

はじめに

1　カナダ矯正サービス概観
(1)パンデミック以降の矯正サービス
(2)刑務所の収容率と先住民

2 先住民におこる不均衡の問題
(1)刑事司法の中の差別的処遇
(2)刑務所における処遇
(3)植民地主義

3 Gladue 原則の適用
(1) Gladue 判決
(2)Gladue 報告書の利用率

4 先住民裁判所(First Nations Courts)

おわりに

はじめに

1　カナダ矯正サービス概観

(1)パンデミック以降の矯正サービス

犯罪率と刑務所収容者数

2014 年　過去 45 年間で最も低下←1991 年の約半数

刑務所収容者数は、パンデミック前までは高止まり

プレーリー地帯で収容者の増加が著しかった

原因の一つは、ハーパー政権下での刑罰強化政策

”Safe Streets and Communities Act(2012)”等刑事関連法の制定、修正　広範囲にわたって新たな行為を犯罪化

犯罪性が低いとされる行為について厳罰化

カナダの矯正サービス-連邦及び州・準州の政府により運営

連邦刑務所:刑期二年以上の刑を言渡された成人犯罪者(18 才以上の者)及び
社会に条件付釈放(parole or statutory release)された犯罪者の監督

州・準州の刑務所(拘置所も含む):刑期二年未満を言渡された成人犯罪者及び
公判又は判決言渡しを待つ未決囚(remand)、保護観察(probation)など社会内処遇を言渡された犯罪者を監督

パンデミック後、刑務所に収容される者の数は減少

2020/2021 年:一日平均収容者数 31.780 人

州及び準州で前年比で 21%減少の 18.950 人

連邦レベルでは 9%減少の 12.830 人

←1970 年以降最大の減少

2023 年 3 月:州及び準州、連邦刑務所の一日平均収容者数 36.698 人

男性が 33.968 人、女性が 2.730 人

2014/2015 年:一日平均収容者数 39.623 人

刑務所の収容者数は徐々にパンデミック前の数字に戻りつつある

矯正サービスを提供された者の延数

2020/2021

州及び準州:238.100 人、前年比 34%の減少

連邦:12.200 人、前年比 14%減少

2020/2021 年　刑事施設に収容者延数

州及び準州:前年比 37%減少、社会内処遇を受けた者 29%減少

連邦:前年比 21%減少、社会内処遇を受けた者 7%減少
←原因は全国的なロックダウン
カナダ矯正局: 感染の拡大が懸念される施設収容をなるべく控える政策
一時的または早期の保釈、仮釈放期限の延長、医療的特権へのアクセス、対面での審理を回避

(2)刑務所の収容率と先住民

先住民(ファーストネーション、メティス、イヌイット)収容者の
不均衡(overrepresentation)の問題
実際の先住民の数と比較して、刑務所に収容される先住民の数は
明らかに多く偏りがある

〇2020/2021 年　先住民の割合
カナダの成人人口中先住民の割合 5%
州及び準州の刑務所:31%
連邦の刑務所:33%

〇2020/2021 年　先住民の若年者の割合
カナダの若年者中先住民の若年者の割合:8%
州及び準州、連邦の刑務所:50%超

〇2020/2021 年　刑務所の中の先住民　男女比較
先住民の男性
州及び準州:30%、連邦:32%
先住民の女性
州及び準州:43%、連邦:51%

〇2014/2015 年　先住民の割合
カナダの成人人口中先住民の割合 4%
州及び準州の刑務所:26%
連邦の刑務所:22%

〇2014/2015 年　刑務所の中の先住民　男女比較
先住民の男性
州・準州:24%、連邦:22%
先住民の女性
州・準州:38%、連邦:31%

カナダの総人口に占める先住民の割合は、総人口中の割合では少数、微増
刑務所に収容されている先住民の割合は、総人口の割合と比べれば著しく不均衡
若者や女性の不均衡は際立ち年々増加傾向

2 先住民におこる不均衡の問題

(1)刑事司法の中の差別的処遇

”新しい同化施設(new residential schools)

人種差別的な犯罪プロファイリングや不適切な警察活動

犯罪者としての過剰な不均衡、被害者としての過小な不均衡

カナダ政府が先住民の権利主張を抑制するために警察を利用、同化政策を推進

刑事司法全体の中で差別的な取り扱いを受ける先住民

(保釈の聴聞、クラウンとの司法取引、有罪答弁と判決言い渡し、刑務所での処遇、仮釈放委員会でのヒヤリングなど)

(2)刑務所における処遇

先住民の犯罪者がそれ以外の犯罪者と比べて、ミニマム・レベルの刑事施設に収容される割合は半分以下

施設内のトラブルにより長時間拘留、

自傷行為事件を起こす先住民:犯罪者全体の 45%

満期まで、刑務所に留め置かれる者:先住民以外の収容者 90%超(先住民でない者 60%～70%)

構造的な人種差別と文化への偏見の存在

←最近、カナダ政府はこの不均衡の是正と差別・偏見の除去に乗り出した

(3)植民地主義とは

「先住民の経済的、社会的不利益な環境、薬物乱用、暴行、社会統合の失敗、心的外傷ストレス等といった問題に加えて、カナダ社会の中に存在している先住民に対する体系的な差別と、人種的、社会的偏見」

先住民に対する文化的疎外、領土の剥奪、世代間のトラウマ、組織的差別、社会経済的疎外

↓

深刻な身体的健康問題、精神障害や認知障害、自殺、身体的・性的虐待、アルコールや薬物の乱用、対人暴力、家庭崩壊、そして被害者と加害者の両方で刑事司法制度に関与するなど多くの人々に継続的な悪影響

3 Gladue 原則の適用

1996 年　刑法の量刑規定の改正

刑法 718.2 条 2 項(e)

裁判官に対し、すべての犯罪者について状況に照らして合理的な懲役刑以外のあらゆる制裁を「特に先住民犯罪者には留意して」検討するよう指示

←先住民犯罪者の状況に特に留意しつつ、量刑における懲役刑の使用を抑制するという原則を導入

(1) Gladue 判決(R. v. Gladue, 1999 CanLII 679 (SCC), [1999] 1 SCR 688)
「「一般原則として、第 718 条 2 項(e)はすべての犯罪者に適用され、懲役は最後の手段となるべき刑罰であると規定している。懲役は、犯罪行為及び犯罪者に対し、他の制裁又は制裁の組み合わせが適切でない場合にのみ用いられるべきである。」、「カナダの刑事司法制度における先住民への扱いの悲劇的な歴史に鑑みれば・・・718.2(e)は、その救済目的に実質的な効力を与える司法上の義務を生じさせるものである。」、「本質的には、・・・・刑務所における先住民の過剰収容という深刻な問題を改善し、裁判官が量刑において修復的アプローチを採用することを奨励することを目的とする」、具体的には、「(a) 特定の先住民犯罪者が法廷に召喚される際に影響した可能性のある、特有の体系的または背景的要因、および(b) 当該犯罪者の特定の先住民としての血統またはつながりに基づき、当該状況において適切と思われる量刑および制裁」を科す」

歴史的・社会的な事情、体系的・背景的な要因とは何か
同化政策が先住民にもたらしたもの、子供の福祉や養子縁組制度、生地からの追い出し、先住民の人々からの財産の略奪の歴史、自殺、薬物乱用、犯罪被害など社会的な背景、公教育を受ける機会の未整備、貧困、住環境の悪化、ストリートギャングへの加入と被害など多数の要素を指す

裁判所が現在グラデュー原則を適用し判決に生かすために、裁判官は裁判所に出廷する先住民犯罪者に関する関連情報を収集←グラデュー報告書
先住民の背景や、植民地化、世代間トラウマ、人種差別、差別に関する経験に関する情報
(2)Gladue 報告書の利用率
裁判でグラデュー報告書は利用されているか
地域により隔たりがある　以前はほとんど利用されることがなかった
最近では、グラデュー原則の適用とグラデュー報告書の利用は増加
2018 年から 2021 年の間
先住民が関与した裁判の 40%がグラデュー報告書を参照
グラデュー報告書のほとんどは量刑の決定を支援するために利用された

4 先住民裁判所(First Nations Courts(FNC))
設立の経緯
伝統的な刑事司法制度が先住民犯罪者またはそのコミュニティのニーズに十分に応えていない
FNC の目標
先住民の判決に全体的かつ回復的なアプローチを提供すること
長老の存在

修復的な正義のプロセスに貢献し、コミュニティの観点から適切な判決と治療計画について FNC に助言
プロセス全体を通じて犯罪者にアドバイスとサポートを提供
FNC の役割
決の執行を遅らせて、被告が判決の前に提案された計画を実施または完了したり、その他の条件を満たす機会を与えたりする

●ニューウェストミンスター地方裁判所内 FNC
コートワーカー等の助言
情報、訴訟管理、照会、および犯罪者へのサポートを提供
←先住民の犯罪者たちがおかれた環境、境遇に配慮し、彼らが抱える問題に根本から取り組もうとする問題解決裁判所として位置づけられている

裁判官と長老二人と共に、与えられた執行猶予期間中に、改善指導を行うための宿泊施設での滞在、感情のコントロール、薬物改善指導プログラミングなどの”癒しプラン”を作り上げる

おわりに

先住民の権利に関する国連宣言